

J R 伯備線・根雨駅利用促進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、J R 伯備線・根雨駅利用促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、J R 伯備線・根雨駅の利用者増加を目的とし、根雨駅を拠点とした観光施設の活性化を促す。

(事業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) J R 伯備線・根雨駅の利用促進に資する事業
- (2) J R 伯備線・根雨駅の観光利用促進に資する事業
- (3) その他目的に必要な事業

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長を2人置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職を代理する。

(役員任期)

第5条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ随時開催することとし、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 この協議会の事務局は、日野町役場内に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年9月29日から施行する。